

総務企画常任委員会

令和5年10月23日（月）

総務企画常任委員会

定例会名 令和5年第3回定例会
招集日時 令和5年10月23日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	杉 森 弘 之
副委員 長	磯 山 和 男
委 員	黒 木 のぶ子
〃	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	山 本 伸 子
〃	鈴 木 勝 利

欠席委員 なし

出席説明員

総務部長	飯 野 喜 行
議会事務局長	野 口 克 己
総務部次長兼人事課長	本 多 聡
管財課長	小 林 浩 子
庶務議事課長	飯 田 晴 男

議会事務局出席者

書 記	山 根 学
書 記	宮 田 修

令和5年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第64号 物品購入契約の締結について

午前9時56分開会

○杉森委員長 おはようございます。

定刻より少々早いのですが、皆さんお集まりいただきましたので、ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、総務部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、管財課長、庶務議事課長であります。書記として、山根さん、宮田さんが出席しております。よろしくをお願いいたします。

本委員会に付託されました案件は、
議案第64号 物品購入契約の締結について
以上1件であります。

なお、会議録を作成いたしますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第64号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第64号について、提案者の説明を求めます。管財課長。

○小林管財課長 おはようございます。管財課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

では、私から、議案第64号、物品購入契約の締結につきまして説明をさせていただきます。資料を御覧願います。

本件は、令和5年8月9日に執行した公用中型バス購入に係る指名競争入札について、物品売買契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により令和5年第3回定例会に上程し、議会の議決を求めるものであります。

概要としまして、資料の1ページに記載がございますが、契約金額1,639万735円。契約の相手方です、茨城日野自動車土浦東支店です。

ほかに、説明になりますが、購入バスの仕様についてです。次の2ページに記載がございます。いわゆる中型バスの購入になりますので、1番の車両全長が約9メートルです。6番の乗車定員、運転手を含めて43名。10の装備関係でございます、置き去り防止装置なども今回は設置をしまして、一般的な安全装置、あとはETC、ドライブレコーダーなど設置をしまして安全確保に努めます。

実際、バスのどんなデザインかというのが次の3ページ目ですね、こちらでございます。既存2台公用バスでこのデザインがありまして、統一感を出すということで同様のデザインとしております。

バスの使用目的なんです、おくの義務教育学校への児童、生徒の通学。あとは市内の小中学校児童、生徒の校外学習、あとは部活動。あとは学校の送迎の合間なんです、市内巡回バスなどにもこちらのバスは利用する形になります。多用途で利用するような形になりまして、現在利

用しているバスを買い換えまして、安全な公用バスの走行確保を目的とするために買換えの案件として上程するものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○杉森委員長 これより、議案第64号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 64号議案、2点ほど課長に確認の意味でお尋ねしたいと思います。改めての確認なのですが、公用車についての買換えの基準、これは時間的なものです。何年というぐらいをめどにしているのかということ、これが1つでございまして、ちなみに今回買い換えるバスは何年今まで使っていたのかということをお示しいただきたいと思います。

2つ目でございます。全協のときにも出たことなのですが、令和6年度中の納入ということになっておりますが、実際、令和6年度中のいつごろに納入されるというふうになっているのか、分かっていればお示しをいただきたいと思います。

以上の2点でございます。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。石原委員の御質問にお答えいたします。

まず、公用車、一般的な普通自動車も含めましてなのですが、普通自動車につきましては、内規でございまして、15年を経過したものに関しては買換えの検討対象としてこちら当課のほうでは検討するものとしては上げます。ただ、走行は可能なものに関しましてはそのまま継続して使っているという状況でございまして、御質問に関しては恐らくバスのことだと思いますが、実はバスに関しては具体的な内規は定めておりません。あとは実際に今回の買換えの対象となるバスでございまして、もう既に今年度頭で30年を経過しているものでございまして、そのために、実際、故障などもやはり30年経過したものでございまして、頻発することもありますので、人を乗せるために安全を確保したいということでございまして。

あと、実際にバスが納車されるタイミングでございまして、先ほど説明したように8月9日に日野自動車さんと入札を執行しましたので、牛久市のほうとしては本会議で議会のほうで承認をいただければ正式に日野さんにお問い合わせの手はずになっております。実際、下準備といいますが、日野さんのほうでも実はこれ受注生産という形でありますので、準備は整えていただいている次第でございまして、具体的な納車のタイミングにつきましては、何月というお示しはまだいただけてない状況でございまして。

以上です。

○杉森委員長 石原委員。

○石原委員 関連で1点再質ですが、改めてバスの市の所有台数と今後のバスの買換えの予定等について分かっていればお示しをいただきたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 石原委員の再質問にお答えいたします。

まず、現在のバスの保有台数でございまして、今回の買換え対象として上げた9メートルバスでございまして、現在7台でございます。それ以外に12メートルバス、一番大型ですね、こちら

が2台ある状況でございます。

あと、今後のバスの買換え予定でございますが、全協でもこちらお伝えしたんですが、買換え、あとはリース、委託、これを検討した結果、今回購入買換えということで提案をさせていただいておりますが、今後の事業の在り方によっては、買換えという手法にこだわらず検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○杉森委員長 石原委員。

○石原委員 私が聞きたかったのは、ごめんなさい、言葉足らずで、買換えとかリースするとか今後の対応方法ではなくて、現在保有している、今回以外のものについて、買換えもしくは入替えの予定等があれば示してもらいたいということで、それが何台ぐらいになっているのかと。今時点で分かればお示しをいただきたいということであります。よろしく。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 石原委員のただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど買換えの対象として経過年数が30年というふうにお伝えしたんですが、実際、購入してから30年たったものが先ほど申したバス以外にあと2台ございます。なので、こちらの残り2台、こちらも今後の検討の対象として進めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 それではちょっと基本的なことをお聞きしたいんですけども、この公用バスを使える対象者、それから使える回数、使う際の費用、それから運行できる範囲、その辺をお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

公用バスの使用対象です。対象につきましては、牛久市バス運行規定で上げられている使用の基準にのっとり現在運用させていただいております。いわゆる市に関連する団体さん、あとは行事、もちろん議員の皆様様の視察等にも使わせていただいております。

回数につきましては、特に上限は既定のほうでも設けておりません。

あと費用につきましては、実際、こちらはいわゆる実費弁償という言い方になるんでしょうか、いわゆる高速代を使用される方々からいただく形となっております。

恐れ入ります、鈴木委員、運行の範囲というのは具体的に……ただいまの御質問にお答えいたします。範囲につきましては同じくバス運行規定のほうに上げられているんですが、基本的に公用バスの運行は日帰り、全走行距離おおむね400キロというふうに上げさせていただいております。この中で運用させていただいております。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、公用バスを使用する際、限られた台数なんですけれども、これは例えば限られた台数に多くの対象の方、団体が申請、申込みをされた際、どのようにそれを使用を許

可できるのか、認めるのか。その順番なのかとか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 鈴木委員の再質問にお答えします。

実情、御指摘のとおり同じ日に複数の方からお申込みというか希望を頂戴することは確かにございます。先ほどの台数のほう、既存9台ございますが、今回のバスの用途でも上げたように、多様に使われますので、どうしても重複して市のバスで運行できないということも現状ございます。その場合なんです、管財課のほうで別途借り上げ、いわゆる民間のバスで運行させていただくこともあります。そういった形で運用させていただいております。

以上です。

失礼しました。優先順位という話でしたが、どうしてもお申込みの早い遅いがありますので、結果としては先着という表現でよろしいのでしょうか、早いお申込みの方が市のバスを、公用バスをお使いいただくという現状はございます。

以上です。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど冒頭の御説明の中で、市内の小中学校での校外学習、あるいは部活動等での利用というお話があったんですが、現実問題として例えば部活動で練習試合とか大会で使いたいという場合、これは学校が多数あって、部活動も多数あるわけで、同じ日にそうした申請とか希望がたくさん来るということがあったでしょうし、またそういう可能性もあるでしょうし、そうした際、恐らく限られた台数しかありませんので、その中で順番かもしくはそうした形で割り当てていくしかないと思うんですが、実費というそういうお話であれば、実際、学校のほうで公用バスを借りられなかった部活動に関しては、公用バスが借りられなかったので別の方法で移動手段を確保しなければいけないという状態があると思うんです。こうした観点から考えると、公用バスの使い方というのは、部活動によっては使えるところもあれば使えないところも出てきてしまうという。こうした面から見ると、果たしてこの考え方が合っているか、言い方が正しいかどうか分からないんですけども、そうした観点から公平なのかということをやっと疑問をどうしても思わざるを得ません。これは私自身がかつて部活動の指導をしていたときに、なかなか公用バスが借りられなかったという部分もあったので御質問させていただきたいんですが、その辺の、市としての公用バスを学校行事に使う場合に対する公平性とか、公共性とか、そうした面についてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

確かに、限りある市のバスですと、どうしてもそれぞれの方の御事情がありますので、台数が足りないという実情はございます。管財課の予算の話ではないんですが、学校教育課のほうでも同じく公用バスがどうしても工面ができない場合には借り上げでの予算を措置しておりますので、できるだけ生徒さん、児童さんたちの御都合に合わせて、当然そこにはフレキシブルな形もどう

してもやむを得ずあるかもしれないんですが、学校活動に支障がないようにバスはこちらのほうで工面させていただいています。

以上です。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、よくお話は理解はできるんですが、学校のそうした部活動で使うという場合、どうしても使える場合と使えない場合が出てきてしまいます。これは多いですからね。そういうことから考えると、部活動に使えるというふうにするのはどうなのかなと、逆に考えると。公平性の観点からいえば、使えるというふうにしてしまうと使えなくなってしまうところとの公平性が確保できなくなってしまうのかなと思うので、その辺のところのお考えというか検討はどうなんでしょう、されるおつもりはあるんでしょうか。

以上です。

○杉森委員長 総務部長。

○飯野総務部長 公用バスの使い方ですが、やはり年度末になってきますと、教育委員会のほうで取っているバスの予算もありますから、だんだん年度末になってくると予算が足りなくなってきたり借り上げにも対応できなくなるという状況はやっぱりちょっと出てきたりというのもあるんです。ですので、適切な時期に予算をまた十分に取って借り上げバス等で対応していくのが基本かなと思います。公平じゃないので、使える学校と使えない学校が出てくるのは非常にここは平等ではなくなりますから、また、近隣の市町村と比べて、牛久の場合には、公用バスの使い方非常に部活の練習試合等、隣の町でもあればそこに子供たちを乗せていくような対応はしております、私も阿見なんですが、非常に牛久のバス、練習試合等にも公用バスで子供たちを連れていきますので、すばらしいなと思って見ていたときもあります。市民サービスの一番の公用バスの配車というのは、市民サービスの一番のサービスでもありますから、そこはマイナスではなくて、十分予算を取って要望に応えられるような形でやっていくのが一番適切かなと思います。ただ、学校によっては、近い練習試合の場所あるいは人数等によって、保護者がそれぞれ大変でも子供たちを送迎で乗せていたりという、部活の練習試合等の形も取ったりというのはありますので、そこは学校の先生方によっても、近いから公用バスじゃなくて何かの別のもので送迎しようかという判断をされているところもありますし、学校で非常に使用頻度が多い学校と少ない学校ともありますから、そこは保護者の負担等をできるだけかけないように予算を十分に取って借り上げバスの対応をしていきたい。そういうマイナスの方向ではなくて、十分に対応できるような形を取っていきたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございますか。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

今、バスが9台あるというお話だったんですが、今回買い換えるのはおくの義務教育学校のほうのバスということで、スクールバスとキャンパスバスとあると思うんですが、買い換えるのはどちらになるのか、もしくは両方使うのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

それから、スクールバスとキャンパスバス、それぞれ利用している学年ですか、それがもし分かれば、利用できる学年の範囲というんですか、中学生まで乗れるのか、小学生だけなのかというところ、もし分かればお示しいただきたいと思います。

あと、この9台の中には福祉バスはまた別なのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、置き去り防止装置がついているということなんです、今も既におくのほうにはスクールバス、キャンパスバスにはついているものがあると思いますが、同じような仕組みのものなのか、今の現在の利用状況、どういうふう運用されているのかということをお尋ねしたいと思います。

あとは、以前たしか車検切れになったのが気がつかないままにということがあったと思います。その車検切れに今対応しているところというのを伺いたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目です。バスの用途なんです、キャンパスバス、スクールバス、結果的には両方使う形になります。

2点目でございます。キャンパスバスに乗れる生徒、児童という枠組みでよろしいですか。実際、こちらは1年生から9年生まで御乗車いただいている形となります。4月1日時点で乗車の希望を出されている児童、生徒さん全部で75名となっておりますので、結果的に3台での運用になっております。

次です、9台の中で福祉バスが用途として入るのかなんです、こちらは入っております。いわゆる市内巡回バスというふうに私ども呼んでいるんですが、朝、夕の送迎の合間にこちらの計市内6ルートと、市内ですね、あと東部巡回のルートのほうも、東部巡回は別のバスではございますが、運行している形でございます。

置き去り防止装置でございますが、既に前年令和4年度に2台設置しました。装置のシステムとしては同じでございます。エンジンが切れたら運転手が一番後ろまで行って、置き去りにされていないかを確認しながら運転席まで戻るといった形でございます。今お話ししたように、エンジンを切ってボタンを押しにいかないと3分後にかなり大きなホーンが鳴ってしまいますので、これは運行ごとに必ず確認をしている形になります。

次に、車検切れでございます。実際、案件としましては乗用車ではございましたが、これは同じ公用車としてバスも私ども管理させていただいております。バスにつきましては、1年おきの車検ということもありますので、こちらは点検もござい、車検の合間に。そういったタイミングでこちら管理課のほうでは管理させていただいております。

以上でございます。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

そうすると、キャンパスバスが3台で、スクールバスは多分地元のほうを回っているのが、こ

れが何台でこれは何年生まで乗れるのかというところをお願いします。

それから、関連なんですけれども、公用バスの運転手、今牛久のほうでは正職と会計年度合わせて何名いらっしゃるのかというところと、今だんだん高齢化ということで平均年齢というんですか、そういうのが分かればお示しいただきたいと思います。

また、働き方改革なんていうこと言われていますけれども、そのシフトというんですか、そういう運転手の方の働き方というのは大丈夫なのかというか、そういうところをお伺いしたいと思います。

それから、運転手さんの勤務管理ということで、アルコールチェックなども行っていると思うのですが、そこら辺の状況ですね。

それから、免許ですね、免許の書換え、更新がちゃんと行われているのかというところの確認を取れているのかというところをお願いします。

それから、バスは今……いっぱい言ってすみません、車庫は福祉センターのほうでみんな車庫になっているのか、運転手の方も多分そこで待機していらっしゃるのか、そこら辺も含めて、ちょっと離れていますので、運転手の方の管理体制というのか、そこら辺ができているのかその辺の状況をお伺いしたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 山本委員の再質問にお答えいたします。

キャンパスバス3台、スクールバスですが今2台運行しております。先ほど私、公用バス9台と言いまして、ちょっと算数が合わないと思いますので補足の説明をさせていただきますと、東部巡回バスで1台、先ほどの説明と重複しますが12メートルの大きなバスが2台、もう1台なんですけど、先ほどの御説明もしましたが、車検、あとは点検時の代替バスとしてもう1台保有をしております計9台という形になります。

スクールバスの対象学年ですね、すみません、ちょっとこちら改めて私のほうで確認をさせていただきますまして、後ほどの回答でもよろしいでしょうか、申し訳ございません。

次に、バスの運転手ですね、人数と平均年齢でございますが、まず常勤のほうから申し上げます。実際に運転業務に従事している正職員なんですけど、現在4名おります。平均年齢は47歳。次に、会計年度任用職員でございますが、現状5名おります。平均年齢は63歳でございます。

働き方改革、いわゆる2024年問題というふうにいわれていると思いますが、もちろんこちらの条例規則に合った形でバスのシフトも組んでおりますので、いわゆる無理な働き方といえますか無理なシフトの組み方というのは、やはり安全を第一に配慮した形でシフトを組ませていただいております。

次に、アルコールチェックでございます。すみません、ちょっと質問が前後するかもしれないんですけど、会計年度任用職員、勤務地が福祉センターのバス車庫になっておりますまして、そちらに設置しているアルコールチェック、0.00まで細かく出るような形でございます。チェックのタイミングとしましては、就業前、あとは今は昼の休憩を挟んだ午後の運行の前、あとはバスの

運行業務が終わった後、計3回をこちらのほうでは指導をしているところでございます。

今お話ししたアルコールチェックの機械なんですけれども、実は免許の有効期限を登録する形になっておりまして、アルコールの検査をすると同時に免許の執行期限まで明確に表示できるような形になっておりますので、日々、運転手がそちらは認識できるような形になっております。

最後の御質問です。会計年度勤務地は福祉センターでございます。御指摘のように確かに常勤職員の勤務場所ではないということもございます。私、先ほど会計年度5名とお話ししました。実際、常勤職員が1名、福祉センターのバス車庫から公用バスを運行している状況もございます。まずそこで常勤職員の管理というものができます。もう1点は、1か月に1回例会を開いております。ここで改めて安全への認識、あとは注意事項などを共有する場としております。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

今、安全な体制でシフトも組んでいるということで、4名と5名、9名で行っているわけですが、2024年以降も9名体制で今のところ運転手の方は間に合っているのかどうかというところを確認したいと思います。

それから、ラッピングなんですけれども、2台同じものがあるって、統一感という話で、牛久の緑と水かなという色だとは思いますが、子供たちが主に乗るという意味では、もう少し生徒さんのデザインを募集するなり、何か子供たちが愛着を持てるようなラッピングという検討もできなくはなかったのかなと、ちょっと地味かなという感じがするんですけれども、そういった子供たちの毎日乗るバスに愛着を感じてもらいたいような、そういった検討はされなかったのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 山本委員の先ほどの御質問にお答えいたします。

常勤と会計年度合わせて9名で運転業務が賄えているのかということでございますが、福祉センターのほうから発着といいますか、バス車庫に置いているバスの目的としましてはキャンパスバス、スクールバス、市内巡回バスと東部巡回バスがございます。キャンパスバスは3台、スクールバス、プラス市内巡回バス2台、東部巡回バスが1台、要は6台が日々稼働しているわけでございます。会計年度5名ですと、先ほど申し上げたように常勤職員1名がそちらの運転に携わらなければいけないという実情がございます。先ほど、鈴木委員の御質問にもなると思うんですが、公用バスの運行との兼ね合いも実際ございまして、できるだけ多くの方々に公用バスを御利用いただけるという形ですと、望ましいのは会計年度6名というふうに認識しておりまして、実際、来月からの募集を今終わらせて、11月1日任用の募集も10月の中旬に終わったばかりでございます。引き続き私も会計年度6名の体制を目指してやっております。

次に、バスのラッピングでございます。今回の入札の仕様に関しましては、既存の2台と合わせた統一したデザインを目的として、地味ではありますが牛久らしいデザインをやらせていただ

いたんですが、公用バス、確かに児童、生徒、あとは実際に週末とか、平日にもそうなんですが、市民団体の方がお使いになられることもあります。行き先としても市内に限らず、市外、中には県外もごさいます。そういった用途で使っておりますので、今回は統一したデザインというふうに提案をさせていただいておりますが、今後、町内でもいわゆる税外収入の一つになるのかな、もしラッピングを採択したら。あとは議員が御指摘あるように、愛着が持ってもらえる、そういったデザインを募集するということですね、これも皆さんに親しまれるバスの在り方としては一つかなと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○杉森委員長 ほかにございせんか。遠藤委員。

○遠藤委員 2点ぐらい伺いたいと思います。

今度の公用車のバスということなんですが、当然、環境に配慮したバスということになっていると思うんですが、例えば、アイドリングストップとか、低床とか、燃費の問題ではどうなのかということ伺いたいと思います。

それと、先ほど維持管理の問題でも、今まで市が持っています公用車について維持管理の点検ですね、その頻度がどうなっているのか、車検は1年ごとということだったんですが、その辺がどうなのかということ、それと一応入札では2者の入札があったんですが、いすゞと日野ということなんですが、問合せの状況、これ以外になかったのかどうかということも確認をしたいと思ひます。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 遠藤委員のただいまの御質問にお答えいたします。

環境に配慮した仕様という点ですが、いわゆるアイドリングストップ機能がついております。あとはディーゼル車なので基準としましては平成28年度の基準には合致している内容でございます。

次に、バスの維持管理です。車検は年に1回と御説明をしましたが、それ以外の点検という形です。実際バスですと3か月点検などがございまして、法定義務ではないんですが、やはり最低でも年1回この点検は行つての、要は半年おきに必ずディーラーさんに点検をしてもらうということをこちらを心がけておりますので、点検は最低でも1回、そして車検が年に1回という形で実施しております。

あとは入札の指名業者2者でございましたが、実際、ここ以外の業者からの問合せというのは、事実、ございませんでした。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 装備関係では、安全装置一式となっているんですけれども、この内容。それと先ほど平成28年の基準には合致をしているということなんですが、その辺をもう少し詳しく伺いたいと思ひます。

それと、維持管理、3か月でそれぞれやってらっしゃるということなんですが、たしか以前にバス……何だったかな、勝手に動いてほかの車両に追突をしたというようなことなどもあるので、そういうような、それは不可抗力かもしれないんですけども、その辺のやはり福祉センターでバスがやっぱり何台も停まっている、それから一般の乗用車もいるという中での、その辺の細心の配慮、そういうのというのはやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですが、その辺の状況、それと2者しか応札がなかったということなんですが、ほかのところというのも、全然こういう公用バスのというのはやっていないのかどうか、その辺少し分かりましたら教えてください。

以上です。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

安全装置の具体的な内容でございますが、恐らく、今乗用車でも設置をされているようなものと同じだと思いますが、例えば車両安全制御システム、例えば車線はみ出しとかスリップしそうな路面でエンジンを制御するとか、勝手にブレーキをするという機能、あとは、センサー機能が最近発達しておりますので、対象物をあらかじめ検知して危険を事前に伝える、そしてなおそれでも危ない場合には、衝突の軽減ブレーキが発動するというようなPCSですね、歩行者・自転車運転者検知機能付衝突回避支援です。あとは、もう本当に一般的な話なんですが、例えばエアバッグ、ABS、あとはエンジンが大きいので火災警報装置など、あとはバックアイテレビといまして、一般の乗用車でもありますが、後方を映し出すカメラです。こういったものも安全装置一式として搭載されます。

平成28年排ガス規制なんですが、すみません、今手元に具体的な資料がございませんので後ほど御回答差し上げたいと思います、申し訳ございません。

あとは、損害賠償で上程させていただいたあの事故と思われれます。実際、その後の対策として全車両に車止めを必ず設置するようにという指導をしておりますので、今回のバスも同じく車止めを中に入れた形での設計金額となっております。

あと、指名業者の2者でございますが、一般的にはバスの製造メーカーとしてはもう1社あると思うんですが、実はこのもう1社が大型バス12メートルのみでございまして、今回こちらが買う予定の9メートルバスには対応していないということで、結果的には2者の指名という形になりました。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 すみません、ちょっと1点だけ確認をしたいと思いますが、運転手さんの健康診断、それは多分やってらっしゃると思うんですけども、そういう状況、いろいろと事故が起きたときのようなこともありますので、その辺が頻度としてどうなのかというところ、そこを確認したいと思います。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員、あとは常勤職員も同じなんですが、必ず年1回健康診断は受診しております。それ以外の日々の業務における健康診断ということになりますと、先ほどアルコールチェックのお話をさせていただきました、あの機械で間違いなく道交法に違反しない0.000まで出ているか、これは測った本人以外の者が確認をするというシステムで今運行しているんですが、そのときに当然ですが、顔色はどうか、運行に今日は支障がないかなということも含めて相互に確認をしております。

以上です。

○杉森委員長 そのほかございませんか。黒木委員。

○黒木委員 今はちょっとどうなっているのか確認したいんですけども、今9台の中で、運転手、正職が4名であと会計年度が5名であと1名追加したいというような意向で進んでいると今御答弁いただいたわけですが、昔、距離数に応じて運転手を2人制度にしなければならないというのがあったんですけども、来年度の働き方改革との関連性、もう廃案になったのかその辺がちょっと今確認したいなと思いますけれども、どうなっているのか。2人、距離数に応じて運転手の2人制度というのが、それが現在あるのかなのか、牛久の場合そんなに長距離は運行しないということで、今の御答弁、様々なルールがあったと思うんですが、私ちょっとどうなっているのかなという確認をしたいと思いますのでお願いします。

○杉森委員長 管財課長。

○小林管財課長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

バスの1人のドライバーの1日当たりの運行距離の上限というところに関わってくると思いますが、先ほどバス運行規定でも1日400キロというふうにお話ししましたが、申し訳ございません、ただいまの条例、法令関係ですね、そこも含めまして、あとは次年度の改正の動きもありますので、その点を確認しまして改めて御回答差し上げたいと思います。申し訳ございません。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります公共交通については、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査をする必要があります。ついては、委員長としては引き続き本件について継続調査といたしたく存じます。

お諮りいたします。

公共交通についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、公共交通についてを本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

そのほか、閉会中調査について何か御意見のある方は御意見をお願いします。副委員長。

○磯山副委員長 現在、牛久市内におきまして、騒音等による迷惑行為というのが何件か、何と云うんですか、話が上がってきております。それで、こういった行為、私も小坂団地というところなんですけれども、何年か前に公園の中で騒いでいたということがありまして、近所の方たち、大変精神的にもつらい思いをされているというのも聞いたことがあります。そういったところで、こういう迷惑防止条例なんですけれども、こちら、県のほうの迷惑防止条例に準じた形でやっているということは聞いてはおるんですけれども、牛久市として、どういったものが迷惑になるのかということで条例として考えていけたらなというふうに思います。それによって、相談する方もそういったものが具体的にあれば相談しやすいといえますか、そういったことにもつながるのかなというふうなことで、こちらの迷惑防止条例、騒音等によるというか、そういったところを上げさせてもらいたいというふうに思っております。

○杉森委員長 ただいま、副委員長より迷惑行為防止条例について本委員会の所管事務調査とすべきだという意見がございました。これについて御意見のある方ございますか。（「賛成」「異議はありません」の声あり）分かりました。

お諮りいたします。

それでは、牛久市迷惑防止条例、これは仮の名称ですが、についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることにいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 それでは、ただいま出されましたことも含めて、2つの所管事務調査すべき項目ということで、公共交通の提言それと迷惑防止条例についての問題、この2つを所管事務調査とすることに決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申出をいたしたいと思えます。

次に、お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって総務企画常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時59分閉会